

# FTSE 日本国債 3-7 年 インデックス

v1.0

# 目次

---

セクション 1 はじめに .....	3
セクション 2 管理責任 .....	4
セクション 3 FTSE Russell インデックス・ポリシー .....	5
セクション 4 計算前提と組入基準 .....	7
付録 A 追加情報 .....	8

# セクション 1

## はじめに

### 1. はじめに

#### 1.1 FTSE 日本国債 3-7 年インデックス

1.1.1 この文書は、FTSE 日本国債 3-7 年インデックス(以下、本インデックス)の構築と管理の基本ルールを定めたものです。基本ルールは下記の FTSE International Limited (FTSE)のウェブサイトからもご覧いただくことができます。  
[www.lseg.com/en/ftse-russell/](http://www.lseg.com/en/ftse-russell/)

FTSE 日本国債 3-7 年インデックスは、満期までの期間が 3 年以上、7 年未満の日本円建て固定利付日本国債のパフォーマンスを測定します。

1.1.2 FTSE 日本国債 3-7 年インデックスは、ESG 要因を考慮せずに設計されています。

#### 1.2 FTSE Russell

1.2.1 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部要因を含む様々な要因において、本インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、本インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、本インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、本インデックス利用者に対し表明するものです。

1.2.2 FTSE 日本国債 3-7 年インデックスに追従する運用を行うユーザー、または本インデックスに追従する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、本インデックスのルールに沿ったメソッドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存
- 当基本原則の誤りまたは不正確さ
- 当基本原則に記載されている方針または手続きの不適用、誤用
- インデックスおよび構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確さ

## セクション 2

# 管理責任

## 2. 管理責任

### 2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は本インデックス・シリーズのベンチマーク管理者です<sup>1</sup>。

2.1.2 FTSE は、本インデックスの日次計算、構築、運用の責任を負い、次の業務を行います。

- インデックスを構成する全銘柄のウェイトの記録の保管
- 基本ルールに従った銘柄入替えとそのウェイト変更
- インデックスの配信

### 2.2 基本ルールの改定

2.2.1 基本ルールが本インデックス・シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し(少なくとも年 1 回)の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案につきましては、FTSE Russell Advisory Committee および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE 債券インデックスの原則声明(Statement of Principles) に規定されているとおり、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項について FTSE Russell が決定を下す場合、原則声明に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などに見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

<sup>1</sup> 本文中で「管理者」という言葉は [Regulation \(EU\) 2016/1011 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on indices used as benchmarks in financial instruments and financial contracts or to measure the performance of investment funds](#) (the European Benchmark Regulation) および [The Benchmarks \(Amendment and Transitional Provision\) \(EU Exit\) Regulations 2019](#) (the UK Benchmark Regulation)における定義として使用しています。

## セクション 3

# FTSE Russell インデックス・ポリシー

## 3. FTSE Russell インデックス・ポリシー

インデックスの基本ルールは、以下のリンクあるいは [info@ftserussell.com](mailto:info@ftserussell.com) からお取り寄せいただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。これらのポリシーは毎年レビューの対象となり、いかなる変更も FTSE Russell インデックス・ガバナンス委員会の承認が必要となります。

### 3.1 FTSE 債券インデックスに関する原則声明（原則声明）

インデックスは変化する市場を常に把握する必要があり、基本ルールはあらゆる事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象や展開を完全に網羅していない場合、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスの原則声明 (Statement of Principles for FTSE Fixed Income Indices) を参照して適切な対応を決定します。この原則声明は、FTSE Russell のインデックス構築アプローチの根底にある精神を要約したものです。原則声明は毎年見直され、FTSE Russell による変更提案は、FTSE Russell ポリシー諮問委員会に提出され、FTSE Russell インデックス・ガバナンス委員会の承認前に議論されます。

債券インデックスの原則声明には、次のリンクからアクセスできます。

[Statement of Principles Fixed Income Indices.pdf](#)

### 3.2 お問合せと苦情

FTSE Russell への苦情申し立て手続きは、次のリンクをご参照ください。

[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

### 3.3 再計算ポリシーとガイドライン

FTSE Russell の再計算に関連するガイドラインについては、以下のリンク、あるいは [info@ftserussell.com](mailto:info@ftserussell.com) に連絡して再計算ポリシーのガイドライン文章を入手してご覧ください。

[Fixed Income Recalculation Policy and Guidelines.pdf](#)

### 3.4 顧客が市場または証券を取引できない場合のポリシー

FTSE Russell における取り扱いの詳細につきましては、次のリンクからご覧いただけます。

[Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market or a Security.pdf](#)

### 3.5 ベンチマークのメソドロジー変更のポリシー

ベンチマーク構築のメソドロジー変更についてのポリシー詳細は、次のリンクからご覧いただけます。

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

### 3.6 FTSE Russell ガバナンスのフレームワーク

これらインデックスを監督するにあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループが規定する 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則<sup>2</sup>、欧州ベンチマーク規制<sup>3</sup>および英国ベンチマーク規制<sup>4</sup>に準拠するように設計されています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell Governance Framework.pdf](#)

<sup>2</sup> IOSCO 金融ベンチマーク原則最終報告書、FR07/13、2013 年 7 月

<sup>3</sup> 金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、または投資ファンドのパフォーマンス測定に使用される指数に関する 2016 年 6 月 8 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2016/1011

<sup>4</sup> [The Benchmarks \(Amendment and Transitional Provision\) \(EU Exit\) Regulations 2019](#) (英国ベンチマーク規制)

## セクション 4

# 計算前提と組入基準

## 4. 構成と設計基準

### 4.1 FTSE 日本国債 3-7 年インデックスの設計基準と計算の前提

クーポン	固定利付
通貨	日本円
残存期間	3 年以上、7 年未満
最低残存金額	5,000 億円(ただし、発行時点で 20 年超の債券については 4,500 億円)、日銀保有分および財務省の買い入れ償却分を除く
構成銘柄	日本円建ての日本国債でコーラブル債を含む。ただし、個人向け国債は組み入れ対象外
ウェイト	時価総額
リバランス	月次更新(月末時点)
キャッシュフローの再投資	月次のインデックス総合収益率の計算において、月中に発生した利金および元本償還によるキャッシュフローの再投資は行いません <sup>5</sup>
価格ソース	LSEG プライシング・サービス(東京時間午後 3 時)
算出頻度	日次
受渡日	月次: 暦上の月末 日次: 当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする
採用銘柄決定日	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年のプロフィール決定日はウェブサイトにて公表
基準日	2005 年 12 月 31 日

### 4.2 休日カレンダー

4.2.1 インデックスは、クリスマス(休日)と元日(休日)を除き、月曜日から金曜日まで算出されます。各現地市場はそれぞれの休日カレンダーに従うこととし、現地市場が休日の場合、その日のために使用する終値は前日の終値となります。

### 4.3 格付基準

4.3.1 インデックスに含まれる債券の各銘柄は、インデックス・プロフィールの採用銘柄決定日に信用格付けを割り当てられます。格付けでは、まず、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)の格付けを参照します。S&P の格付けがなくムーディーズの格付けがある場合には、そのムーディーズの格付記号に相当する S&P の格付記号を使います。債券に S&P もムーディーズも格付けしていない場合には、インデックス信用格付けは与えられません。また、片方の格付

<sup>5</sup> 2022 年 11 月 1 日以前では総合収益率の計算に再投資分を含めていました。

けが投資適格で、もう片方がハイ・イールド(いわゆる、スプリット・レーティング)の場合は、その投資適格に相当する S&P の格付記号をインデックスの格付けとして用います。これらの格付けは、1 ヶ月間変更されません。

特定のインデックスでは、暗示的な格付けが使われることがあります。これは、S&P とムーディーズのどちらも格付けを付与していない個別銘柄において、その発行体が S&P とムーディーズ両方、またはいずれか一方から格付けを取得している場合は、発行体の格付けを代替として銘柄に採用するものです。

#### 4.4 リターンの算出

4.4.1 総合収益率(トータル・リターン)は、インデックスの構成銘柄を期初に購入して期末に売却するものとして算出します。また、個別銘柄の総合収益率は、計算対象期間における価値の変化を増減率の形で表示します(図表 1 参照)。価格の変動、元本の償還、クーポン収入、経過利子の合計が総合収益率の要素となります。インデックスの総合収益率は、各銘柄の期初時価総額を使用した加重平均にて算出されます。

図表 1. 総合収益率の計算方法

期初価値	- (期初価格+ 期初経過利子) x 期初残存額面金額
期末価値	- [(期末価格+ 期末経過利子) x (期初残存額面金額- 元本償還額)] + クーポン収入 + 元本償還額
総合収益率(%)	- [(期末価格 / 期初価格) - 1] x 100

精度についての注意事項:収益率は少なくとも小数点以下第 6 位まで計算しますが、公表は小数点以下第 4 位以内までです。計算機の浮動小数点計算には四捨五入による誤差が生じるため、公表値の小数点以下最後の位は真の値から 1 乖離する場合があります。

#### 4.5 FTSE 日本国債 3-7 年インデックスのティッカー

ティッカー	インデックス
CFIJJG37	FTSE 日本国債 3-7 年インデックス(円ベース)

#### 4.6 過去の改変

##### FTSE 日本国債 3-7 年インデックスの主な改変

年	改変事項
2026	4 月: FTSE 日本国債 3-7 年インデックスの導入

特に明記されていない限り、本インデックスは FTSE 債券インデックスの一般的な算出方法に準拠しています。詳細は FTSE 債券インデックス・ガイドをご覧ください。

[FTSE 債券インデックス・ガイド](#)

## 付録 A

# 追加情報

---

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

本インデックスのさらに詳細な情報が必要な場合は、以下のメールアドレスまでお問い合わせいただくか、FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。

FTSE Russell クライアント・サービス [info@ftserussell.com](mailto:info@ftserussell.com)

ウェブサイト: [www.lseg.com/ja/ftse-russell/](http://www.lseg.com/ja/ftse-russell/)

## 免責事項

© 2026 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.（以下、「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(5) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、(6) FTSE EU SAS（以下「FES」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Russell®は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、WOFE、FES その他 LSEG ベンチマークとインデックス・サービスを提供する LSEG グループ企業の商号です。本文書掲載の「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「Refinitiv」、「WMMR™」、「FR™」その他すべての商標とサービス・マークは（登録・非登録に関わらず）、該当する LSEG 企業またはそのライセンサーが保有またはライセンス使用するものです。

FTSE International Limited は、英国において、英国ベンチマーク規制に基づき、金融行動監視機構（FCA）によりベンチマーク管理者として認可および規制を受けています（FCA 参照番号 796803）。FTSE EU SAS は、欧州連合（EU）において、欧州ベンチマーク規制に基づき、金融市場庁（AMF）によりベンチマーク管理者として認可および規制を受けています。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連するいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b)（たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG メンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG メンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができることを確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEG の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。